

水産物産地販売力強化事業に係る公募要領

1. 総則

水産物産地販売力強化事業（以下「補助事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定めます。なお、本公募は、平成22年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更があり得ることにご留意願います。

2. 公募対象補助事業

補助事業の内容は以下のとおりとします。

(1) 事業目的

現在、国産水産物の多くは、産地市場・消費地市場を經由して流通しており、生産者（漁協等）自らの販売活動は活発とは言えない現状にあり、一方で消費者においては、日頃購入する水産物に必ずしも満足しているとは言えません。

これに対し、産地の販売力を強化することによって、消費者の要望に直接生産者が対応するかたちで水産物の安定供給を実現し、同時に漁業者手取りの向上、ひいては漁業経営の安定を図っていくことが課題となっています。

以上のことを踏まえ、本事業では、上記課題に関連する取組を促進するため、(2)に規定する事業項目に対して支援を行うものです。

(2) 事業内容

① 推進事業（ア～エ）

ア. 地域流通プラン策定事業

各都道府県漁連等が、地域の実情に応じて、地産地消の促進や小売店・外食産業との連携等を含めて、地域の水産物をどのように販売し流通させていくかについての基本計画を策定する際、必要な経費（協議会の開催、先進地の視察、印刷費等）に対する助成を行います。

イ. 産地販売力育成事業

水産業協同組合等が以下の事業を実施する際、必要な経費に対する助成を行います。なお、取り組む内容に応じて事業メニューを選択し、組み合わせる実施することができます。

（ア）産地販売力戦略策定・実践事業

- i) 協議会設置
関係者による協議会の開催、現状把握のための調査等を実施するものとします。
- ii) 戦略策定
水産物の流通・販売に知見を有する専門家を活用しながら販売戦略の策定等を行うものとします。
- iii) 販売請負人派遣
水産物の流通・販売に知見を有する専門家を活用しながら、販売についての現地指導を行うとともに、漁業者、漁協職員等を対象とした現地研修会を開催するものとします。

(イ) 産地販売マインド養成事業

- i) 小売店等実践販売
漁協職員等が小売店等での実践販売等を行うものとします。
- ii) 漁協職員等研修
漁協職員等が販売マインドを高めるための研修を開催するものとします。

(ウ) 高付加価値化促進事業

- i) 新商品開発
国産水産物ならではの品質特性を活かした新商品開発のため、原料の購入、成分分析、加工等を行い、試作品を製造するものとします。
- ii) 鮮度管理実証
生産・流通・販売を通じた最適な鮮度管理手法の確立のため、新たな鮮度管理手法の検討、既存の鮮度管理手法との鮮度の変化の比較等による実証試験を実施するものとします。
- iii) 新物流手段実証
県域を超えた生産・流通・加工・販売の各段階の連携等など、最適な物流ルートの確立のため、新たな物流ルートの検討、既存の物流ルートとの比較等による実証試験を実施するものとします。
- iv) 新凍結・保管手段実証
生産・流通・販売を通じた最適な凍結・保管手法の確立のため、新たな凍結・保管手法の検討、既存の凍結・保管手法との品質の変化の比較等による実証試験を実施するものとします。
- v) 新輸送資材開発
新たに開発した商品に対応するため、又は、既存の輸送資材の改善を図るため、最適な輸送資材の開発、既存の輸送資材と

の利便性等の比較等の実証試験を実施するものとします。

vi) 知的財産管理

補助事業の実施により構築した新商品開発等に係る知的財産（特許、営業秘密等）の最適な保護・管理手法の検討、確立等の実証試験を実施するものとします。

(エ) 新マーケット創出事業

i) 新マーケット調査

多様化する消費者ニーズ等の情報をアンケート調査等の方法により速やかに把握するとともに、その結果に基づき、水産物の新マーケット等について分析を行うものとします。

ii) 集出荷等指導

水産物流通の専門家の派遣等により、市場関係者等に対して集出荷の現地指導を行うとともに、漁業者、漁業協同組合、水産物流通関係者等を対象とした現地研修会を開催するものとします。

iii) 販売戦略

営業活動やより効果的な新規販路開拓等のための手法開発を行うものとします。

(オ) 情報受発信推進事業

流通・サービスのプログラム化を図るための情報システムの開発、これに必要な機器整備、開発したシステムによる実証試験等を実施するものとします。

ウ. 流通加工業・産地連携促進事業

流通業者・加工業者が地域の生産者である漁業協同組合等と連携して以下の事業を実施する際、必要な経費に対する助成を行います。なお、取り組む内容に応じて事業メニューを選択し、組み合わせて実施することができます。

(ア) 高付加価値化促進事業

i) 新商品開発

国産水産物ならではの品質特性を活かした新商品開発のため、原料の購入、成分分析、加工等を行い、試作品を製造するものとします。

ii) 鮮度管理実証

生産・流通・販売を通じた最適な鮮度管理手法の確立のため、新たな鮮度管理手法の検討、既存の鮮度管理手法との鮮度の変化の比較等による実証試験を実施するものとします。

iii) 新物流手段実証

県域を超えた生産・流通・加工・販売の各段階の連携等など、最適な物流ルートの確立のため、新たな物流ルートの検討、既存の物流ルートとの比較等による実証試験を実施するものとします。

iv) 新凍結・保管手段実証

生産・流通・販売を通じた最適な凍結・保管手法の確立のため、新たな凍結・保管手法の検討、既存の凍結・保管手法との品質の変化の比較等による実証試験を実施するものとします。

v) 新輸送資材開発

新たに開発した商品に対応するため、又は、既存の輸送資材の改善を図るため、最適な輸送資材の開発、既存の輸送資材との利便性等の比較等の実証試験を実施するものとします。

vi) 知的財産管理

補助事業の実施により構築した新商品開発等に係る知的財産（特許、営業秘密等）の最適な保護・管理手法の検討、確立等の実証試験を実施するものとします。

(イ) 新マーケット創出事業

i) 新マーケット調査

多様化する消費者ニーズや消費動向等の情報をアンケート調査等の方法により速やかに把握するとともに、その結果に基づき、水産物の新マーケット等について分析を行うものとします。

ii) 集出荷等指導

水産物流通の専門家の派遣等により、市場関係者等に対して集出荷の現地指導を行うとともに、漁業者、漁業協同組合、水産物流通関係者等を対象とした現地研修会を開催するものとします。

iii) 販売戦略

営業活動やより効果的な新規販路開拓等のための手法開発を行うものとします。

(ウ) 情報受発信推進事業

流通・サービスのプログラム化を図るための情報システムの開発、これに必要な機器整備、開発したシステムによる実証試験等を実施するものとします。

エ. 産地市場改革事業

市場の開設者、卸売業者等が、産地市場の統廃合（産地市場同士の

機能的又は物理的な統廃合、産地市場を廃止して消費地市場に統合等)等の産地市場改革を行うに当たって、以下の事業を実施する際、必要な経費に対する助成を行います。なお、取り組む内容に応じて事業メニューを選択し、組み合わせて実施することができます。

(ア) 産地市場改革構想策定等事業

i) 構想策定

産地市場の改革に向けた構想づくり等のための協議会を開催するものとします。

ii) 流通実態調査

現状の流通実態等について、漁業者、漁業協同組合、水産物流通関係者等を対象としたアンケート調査等の方法により、速やかに把握するとともに、その結果の分析を行うものとします。

iii) 集出荷等指導

漁業者、市場関係者等に対して鮮度管理や仕立て等についての現地指導、産地市場改革の実現・本格実施に向けた説明会及び人材育成のための漁業者、市場関係者等を対象とした現地研修会を開催するものとします。

(イ) 産地市場改革実証事業

i) 流通戦略策定

取引先等への営業活動等、より効果的な販路開拓のための手法の開発等の実証試験を行うものとします。

ii) 鮮度管理実証

産地市場の統廃合の形態に応じた最適な鮮度管理手法の確立のため、新たな鮮度管理手法の検討、既存の鮮度管理手法との鮮度の変化の比較等による実証試験を実施するものとします。

iii) 新物流手段実証

産地市場の統廃合の形態に応じた最適な物流ルートの確立のため、新たな物流ルートの検討、既存の物流ルートとの比較等による実証試験を実施するものとします。

iv) 新凍結・保管手段実証

産地市場の統廃合の形態に応じた最適な凍結・保管手法の確立のため、新たな凍結・保管手法の検討、既存の凍結・保管手法との品質の変化の比較等による実証試験を実施するものとします。

v) 新輸送資材開発

産地市場改革に伴い新たに導入する規格の輸送資材の開発や既存の輸送資材の改善を図るため、最適な輸送資材の開発、既

存の輸送資材との利便性等の比較等の実証試験を実施するもの
とします。

vi) クレーム対応

直接販売を行った販売先等からのクレームに対応するための
マニュアルの作成、研修等を行うものとします。

vii) 電子取引プログラム化実証

電子取引の導入を図るための情報システムの開発、開発した
システムによる実証試験等を実施するものとします。

② 支援事業（ア～ウ）

民間団体が、推進事業の事業実施団体の取組が円滑に実施されるよう、
また、推進事業の事業実施団体以外の者の産地販売力強化や産地市場改
革等に向けた取組が円滑に進むよう、以下の事業を実施する際、必要な
経費に対する助成を行います。

ア. 推進事業調査分析・評価等事業

学識経験者、有識者、専門家による「事業推進評価委員会」を設
置し、推進事業の事業実施申請団体からの課題提案書の審査と評価、事
業実施過程での当該委員による現地調査と評価・助言、事例説明会等
を実施するものとします。

イ. 販売請負人あっせん事業

推進事業を実施する水産業協同組合等に販売請負人をあっせんする
ための専門家の確保、情報収集、派遣を実施するものとします。

ウ. 国産水産物普及活動事業

国産水産物の消費及び水産業への理解促進に貢献できるような活動
として、魚種ごとの旬や食べ方、栄養面等に関する情報提供のほか、
調理技術の伝承等を通じた魚食普及を消費者に対して実施するものと
します。

3. 応募団体の要件

各事業の応募団体の要件は、以下のとおりです。

① 推進事業

ア. 地域流通プラン策定事業

以下のいずれかに該当するものとします。

(ア) 都道府県単位の水産業協同組合又は水産業協同組合連合会

(イ) 全国規模の水産業者団体

イ. 産地販売力育成事業

以下のいずれかに該当するものとします。

(ア) 水産業協同組合又は水産業協同組合連合会

- (イ) 全国規模の漁業者団体
- (ウ) 漁業協同組合や漁業者等の出資により設立された会社
- (エ) 漁業協同組合や漁業者等が主として構成する有限責任事業組合（L L P）、合同会社（L L C）、事業協同組合

ウ. 流通加工業・産地連携促進事業

漁業者、水産業協同組合等との連携により地域の水産物の販売力強化に資する取組を実施する流通業者、加工業者とします。

エ. 産地市場改革事業

市場の開設者又は卸売業者（地方公共団体を除く。）で以下の全ての要件を満たすものとします。

- (ア) 生産者への市況情報の提供等、生産者に対し需要に応じた生産を促していること。
- (イ) 平成13年3月以降に統廃合しているか、又は市場取扱高が年間50億円以上の市場であること（応募時点で統廃合されていない市場にあっては、統廃合について関係者間で検討段階にあること。）。
- (ウ) 買参権を開放しているか、又は開放する予定があること。

② 支援事業

民間団体（民間企業、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例財団法人、特例社団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人等）とし、次の全ての要件を満たすものとします。

- ア. 本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- イ. 本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。
- ウ. 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- エ. 推進事業の実施主体として応募していない又は応募する予定がないこと。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第42条第2項に規定する特例民法法人で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として補助金の交付決定を行うことができませんので、御

注意下さい。

4. 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別表のとおりとします。

提案に当たっては、補助事業実施期間中における所要額（及び理由詳細）を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも提案額とは一致しません。

なお、所要額については千円単位で計上して下さい。

5. 申請できない経費

補助事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請することができません。

- (1) 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費
- (2) 経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
- (3) 補助事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (4) その他補助事業の実施に関連のない経費
- (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

ただし、交付申請時において当該仕入控除税額が明らかでない場合は、消費税相当額を含めて申請することが可能です。

なお、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかになった場合は、実績報告書の補助金額を減額してください。また、実績報告書提出後に仕入控除税額が明らかになった場合は、過払分の補助金相当額の返還を条件として交付します。

6. 補助金の額、補助率

補助金の額は、907,287千円以内とし、その範囲内で事業の実施に必要な補助対象経費のそれぞれ1/2以内、2/3以内、定額を助成します。

- (1) 推進事業における助成額の目安は、1団体当たり、地域流通プラン策定

事業 500 千円、産地販売力育成事業 30,000 千円、流通加工業・産地連携促進事業 10,000 千円、産地市場改革事業 24,000 千円とします。

(2) 支援事業における助成額の目安は、推進事業調査分析・評価等事業及び国産水産物普及活動事業は、下表の予算額以内において、若干数の採択を予定しています。販売請負人あっせん事業は下表の予算額以内とします。

(3) 事業毎の補助率等については、下表のとおりとします。

事業内容	補助金の額	補助率	団体数
(1) 推進事業	852,605千円	—	
ア. 地域流通プラン策定事業	24,372千円	定額	47団体程度
イ. 産地販売力育成事業	638,792千円	—	21団体程度
(ア) 産地販売力戦略策定・実践事業	183,473千円	—	
i) 協議会経費	6,169千円	2/3以内	
ii) 戦略策定費	87,445千円	定額	
iii) 販売請負人派遣費	89,859千円	定額	
(イ) 産地販売マインド養成事業	24,670千円	2/3以内	
(ウ) 高付加価値化促進事業	334,429千円	2/3以内	
(エ) 新マーケット創出事業	21,570千円	2/3以内	
(オ) 情報受発信推進事業	74,650千円	2/3以内	
ウ. 流通加工業・産地連携促進事業	92,970千円	1/2以内	9団体程度
エ. 産地市場改革事業	96,471千円	事業費の2/3 以内の定額	4団体程度
(2) 支援事業	54,682千円	—	
ア. 推進事業調査分析・評価等事業	17,417千円	定額	若干数
イ. 販売請負人あっせん事業	4,770千円	定額	1団体
ウ. 国産水産物普及活動事業	32,495千円	定額	若干数
合計	907,287千円	—	

また、申請のあった金額については、補助対象経費等の精査により減額することもあるほか、補助事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意下さい。

7. 事業実施期間

交付決定日から平成23年3月31日まで

8. 補助金の支払い方法

補助金の支払い方法は精算払いとします。ただし、補助事業を実施する上で必要不可欠であり、かつ、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に規定する協議が調った金額については、概算払をすることができます。

9. 申請書類の作成等

(1) 水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書

ア. 推進事業

- (ア) 地域流通プラン策定事業 : 別紙様式第1号
- (イ) 産地販売力育成事業 : 別紙様式第2号
- (ウ) 流通加工業・産地連携促進事業 : 別紙様式第3号
- (エ) 産地市場改革事業 : 別紙様式第4号

イ. 支援事業

- (ア) 推進事業調査分析・評価等事業 : 別紙様式第5号
- (イ) 販売請負人あっせん事業 : 別紙様式第6号
- (ウ) 国産水産物普及活動事業 : 別紙様式第7号

(2) 提出者の概要（団体概要等）がわかる資料

- ア. 民間企業 : 会社履歴、直近2カ年間の財務諸表、業務報告書、パンフレット
- イ. 一般財団法人等 : 定款、業務方法書、業務報告書、直近2カ年間の収支決算書及び貸借対照表、パンフレット

10. 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

課題提案書の提出期限は以下のとおりとし、いずれも午後5時必着とします。

なお、予算の残額（予算額から交付決定済額を減じた額をいいます。）の状況によっては公募を打ち切る場合があります。

ア. 推進事業

- 第1次募集 : 平成22年 3月31日（水）
- 第2次募集 : 平成22年 5月31日（月）
- 第3次募集 : 平成22年 7月30日（金）
- 第4次募集 : 平成22年 9月30日（木）
- 第5次募集 : 平成22年10月29日（金）

イ. 支援事業のうち、推進事業調査分析・評価等事業及び販売請負人あっせん事業

第1次募集 : 平成22年 3月 5日 (金)
第2次募集 : 平成22年 6月 28日 (月)

ウ. 支援事業のうち、国産水産物普及活動事業

第1次募集 : 平成22年 3月 5日 (金)
第2次募集 : 平成22年 5月 31日 (月)

(2) 課題提案書等の提出場所及び事業の内容等に関する問い合わせ先

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁漁政部加工流通課調整班

(農林水産省本館8階 ドアNo.本870)

担当者: 上田 (うえだ)、加藤 (かとう)、
富樫 (とがし)、安井 (やすい)

TEL: 03-6744-2349

受付時間: 月~金 (祝祭日を除く。) 午前9時30分~午後5時00分
(正午~午後1時を除く)

(3) 提出書類及び部数

課題提案書 2部

経費内訳書 2部

提出者の概要 (会社概要等) 2部

提出書類一式を1つの封筒に入れ、「水産物産地販売力強化事業課題提案書在中」と封筒の表に朱書きをして提出して下さい。

なお、機密保持には十分配慮の上、提出者に無断で他の目的に使用することはありません。

(4) 提出に当たっての注意事項

ア. 課題提案書等に使用する言語は日本語とします。

イ. 課題提案書等の書類の提出は、原則として郵送又は宅配便としますが、やむを得ない場合には、提出先の窓口受付も可能とします。ファクシミリ又は電子メールによる提出は受け付けません。

ウ. 申請書類を郵送等する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法をとってください。

エ. 課題提案書等の提出書類は、返還できないのでご了承願います。

オ. 提出期限に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうと無効となります。また、書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、公募要領等を熟読のうえ、注意して作成してください。

カ. 申請書類の差し替えは固くお断りいたします。

キ. 応募団体の要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。

ク. 課題提案書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

1 1. 推進事業の課題提案書の審査等

(1) 課題提案会の開催

ア. 推進事業の課題提案会は、各提出期限経過後、速やかに支援事業の事業実施団体に設置した事業推進評価委員会（以下「評価委員会」という。）において開催します。

（※）課題提案書等の提出状況により開催しない場合があります。

イ. 事業推進評価委員会の開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な書類を提出した者に対して、開催の1週間前までに連絡します。

ウ. 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行うものとします。

なお、課題提案会への出席にかかる費用は、提案者の負担とします。

(2) 補助金交付候補者の選定等

ア. 審査方法

提出された課題提案書等は、審査基準に基づき、評価委員会が審査を行うものとし、この審査を経て、課題提案書等を提出した者（以下「課題提案者」という。）の中から、事業実施主体となり得る候補者（以下「補助金交付候補者」という。）を6の表の補助金の額の範囲内で特定するものとします。

イ. 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりです。

(ア) 事業の内容及び実施方法

i) 事業の目的、趣旨との整合性

- ・公募要領の目的と整合性があるか

ii) 事業内容の妥当性

- ・公募要領の事業内容に対して妥当なものとなっているか

iii) 実施方法の妥当性

- ・実施方法は事業実施に係る関係者との十分な連携のもと提案されているか

(イ) 事業の効果

i) 事後評価手法の具体性

- ・事業効果の評価手法が具体的となっているか

ii) 事業遂行の効率性

- ・効率的な事業運営となっているか

iii) 事業効果の持続性

- ・補助事業終了後においても、事業の効果が持続する見込みがあ

るかどうか

(ウ) 事業実施主体の適格性

i) 実施体制の適格性

- ・事業実施体制は適切か

ii) 知見・専門性の有無

- ・水産物、水産物流通やそれらの調査・情報収集・情報提供等に関し専門的知識を有しているか

iii) 類似事業の実績

- ・前例又は類似事業の実績はあるか、ある場合は適切に実施されているか

iv) 経理処理能力の適格性

- ・事務及び業務の処理能力があるか

(3) 審査結果の通知

水産庁が評価委員会による審査結果等を踏まえ、補助金交付候補者として特定した者に対しその旨を通知するとともに、それ以外の課題提案者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

本通知は、補助金交付の候補となったこととお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

なお、事業実施計画の内容については、審査での選考を受けて修正いただくことがあります。

また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、原則として公開します。

1 2 . 支援事業の課題提案書の審査等

(1) 課題提案会の開催

ア. 支援事業の第1次募集分の課題提案会は、平成22年3月上旬に開催予定です。

開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な書類を提出した者に対して平成22年3月上旬までに連絡します。

(注) 課題提案書等の提出状況により開催しない場合があります。

イ. 支援事業の第2次募集分の課題提案会は、提出期限経過後、速やかに開催します。

開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な書類を提出した者に対して、開催の1週間前までに連絡します

(※) 課題提案書等の提出状況により開催しない場合があります。

ウ. 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行うものとします。

なお、課題提案会への出席に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 補助金交付候補者の選定等

ア. 審査方法

提出された課題提案書等は、審査基準に基づき、水産庁の選定審査委員会において審査するものとし、この審査を経て、課題提案者の中から、補助金交付候補者を6の表の補助金の額の範囲内で特定するものとし、

イ. 審査の観点

審査の具体的な観点は、11の(2)のイに準じます。

(3) 審査結果の通知

選定審査委員会の審査結果報告に基づき、補助金交付候補者として特定した者に対しその旨を通知するとともに、それ以外の課題提案者に対しては、候補とならなかった旨をそれぞれ通知します。

本通知は、補助金交付の候補となったことをお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

なお、事業実施計画の内容については、審査での選考を受けて修正いただくことがあります。

また、補助金交付候補者の氏名又は名称は、原則として公開します。

1.3. 補助事業者の責務等

補助金の交付決定を受けた補助事業者は、補助事業の実施及び交付される補助金の執行に当たっては、以下の条件を守らなければなりません。

(1) 事業の推進

補助事業者は、事業実施上の運営管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。

(2) 補助金の経理管理

補助事業者は、交付を受けた補助金の管理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）等に基づき、適正に執行する必要があります。

補助事業者は、補助事業の実施に当たっては、補助事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にする必要があります。

(3) フォローアップ

補助事業実施期間中、水産庁担当課によるフォローアップを実施し、所期の目的が達成されるよう、補助事業者に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行います。

補助事業者は、補助事業の年度途中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告をしなければなりません。

(4) 取得財産の管理

補助事業により取得した事業設備等の財産の所有権は、補助事業者が所属する民間団体に帰属します。

また、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

ア この補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。(他の用途への使用はできません。)

イ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産について、農林畜水産業関係補助金等交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、農林水産大臣が承認をした当該財産を処分したことによって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納入させることがあります。

(5) 知的財産権の帰属等

この補助事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発明、考案、創作等を行った者に帰属します。

ただし、この補助事業により得られた特許、実用新案登録、意匠登録等を出願若しくは取得した場合、又は実施権を設定した場合は、農林水産大臣に報告しなければなりません。(農林水産大臣は、特許等の取得状況を自由に公表できるものとします。)

また、補助事業実施期間中及び補助事業終了後5年間において、この補助事業により得られた知的財産権(知的財産権を受ける権利を含む。)の全部又は一部の譲渡等を行おうとする場合は、事前に農林水産大臣に報告しなければなりません。

(6) 収益状況の報告及び収益納付

補助事業実施期間中及び補助事業終了後5年間は、毎年度、補助事業による事業成果の実用化等に伴う収益の状況を、収益の有無にかかわらず、農林水産大臣に報告しなければなりません。

また、補助事業終了後5年間において、事業成果の実用化、知的財産権の譲渡・実施権の設定又はその他当該事業の成果の他への供与により相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度とし

て、その収益の全部又は一部を国に納付していただくことがあります。

(7) 事業成果等の報告及び発表

この補助事業により得られた事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に、必要な報告を行わなければなりません。

(水産庁は、報告のあった成果を、無償で活用できるほか、補助事業者の承諾を得て公表できるものとします。)

また、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、この補助事業による成果であること、論文の見解が水産庁の見解ではないことを必ず明記し、公表した資料については水産庁に提出しなければなりません。

(8) その他

その他国の定めるところにより義務が課されることがあります。

14. その他留意事項

(1) 補助金交付候補者団体であっても、国からの補助金交付決定の通知以前に実施した事業は、補助対象とはなりません。

(2) 補助事業完了後の補助金の実績報告の際に、必要に応じ国の現地調査及び事業の収支に係る関係書類の提出を求めることがあります。

(3) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管する必要があります。

(4) 補助事業の事業実施状況については、事業終了前であっても適宜報告を求めることがありますので、実施経過および実施効果等に関し、平素より関連事項を記録しておいてください。

○補助対象経費

1. 推進事業（地域流通プラン策定事業）

事業項目	対象経費
(1) プラン策定	委員謝金、委員旅費、会議費、資料印刷費、先進地視察旅費、通信運搬費、消耗品費等

2. 推進事業（産地販売力育成事業）

事業項目	対象経費
(1) 産地販売力戦略策定・実践事業	
①協議会設置	委員謝金、委員旅費、先進地視察旅費等
②戦略策定	専門家謝金、専門家派遣旅費等
③販売請負人派遣	専門家謝金、専門家派遣旅費、現地研修会開催費等
(2) 産地販売マインド養成事業	
①小売店等実践販売	売場借料、漁協職員等旅費、販売指導員謝金等
②漁協職員等研修	専門家謝金、専門家派遣旅費等
(3) 高付加価値化促進事業	
①新商品開発	試験原料購入費、成分分析費、加工経費、輸送資材経費等
②鮮度管理実証	製氷購入費、鮮度保持容器費、立替処理費用等
③新物流手段実証	トラックチャーター費等
④新凍結・保管手段実証	凍結経費、保管経費等
⑤新輸送資材開発	資材費、型枠作成費等
⑥知的財産管理	特許出願に係る弁理士への委託費用、営業秘密管理体制の構築費用等
(4) 新マーケット創出事業	
①新マーケット調査	調査旅費、アンケート調査費等
②集出荷等指導	指導員旅費、現地研修会開催費等
③販売戦略	旅費等
(5) 情報受発信推進事業	システム設計費、プログラム開発費、情報通信機器設置費等

3. 推進事業（流通加工業・産地連携促進事業）

事業項目	対象経費
(1) 高付加価値化促進事業	
①新商品開発	試験原料購入費、成分分析費、加工経費、輸送資材経費等
②鮮度管理実証	製氷購入費、鮮度保持容器費、立替処理費用等
③新物流手段実証	トラックチャーター費等
④新凍結・保管手段実証	凍結経費、保管経費等
⑤新輸送資材開発	資材費、型枠作成費等
⑥知的財産管理	特許出願に係る弁理士への委託費用、営業秘密管理体制の構築費用等
(2) 新マーケット創出事業	
①新マーケット調査	調査旅費、アンケート調査費等
②集出荷等指導	指導員旅費、現地研修会開催費等
③販売戦略	旅費等
(3) 情報受発信推進事業	システム設計費、プログラム開発費、情報通信機器設置費等

4. 推進事業（産地市場改革事業）

事業項目	対象経費
(1) 産地市場改革構想策定等事業	
①構想策定	委員謝金、委員旅費等
②流通実態調査	アンケート調査費、訪問調査費等
③集出荷等指導	指導員旅費、現地研修会開催費等
(2) 産地市場改革実証事業	
①流通戦略策定	旅費等
②鮮度管理実証	製氷購入費、鮮度保持容器費、立替処理費用等
③新物流手段実証	トラックチャーター費等
④新凍結・保管手段実証	凍結経費、保管経費等
⑤新輸送資材開発	資材費、型枠作成費等
⑥クレーム対応	マニュアル作成費、研修費等
⑦電子取引プログラム化実証	システム設計費、プログラム開発費、情報通信機器費等

5. 支援事業

事業項目	対象経費
(1) 推進事業調査分析・評価等事業	委員謝金、委員旅費、会場借料、会議費、資料整理・分析費、報告書作成費等
(2) 販売請負人あっせん事業	登録事務費、専門員謝金、専門員旅費、会場借料、会議費等
(3) 国産水産物普及活動事業	講師謝金、講師等旅費、会場借料、材料費、審査員謝金、審査員旅費等

別紙様式第1号（公募要領9（1）ア（ア））

平成22年度水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書〔推進事業（地域流通プラン策定事業）分〕

年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体		印	所在地	
役職、代表者名			役職、担当者名	
電話番号、FAX番号			メールアドレス	

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領9の規定に基づき、推進事業（地域流通プラン策定事業）の課題提案書を提出する。なお、添付書類は以下のとおり。

（添付書類）

- ・ 組織概要
- ・ 定款など
- ・ 登記簿
- ・ 業務報告書（直近）及び事業計画書（直近）

平成22年度水産物産地販売力強化事業の概要

「表題」 商号又は名称

事業費

千円(助成予定額

千円)

-
-
-
-
-

1. 事業の内容

(1) プラン策定

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

2 手法、期待される効果

(1) 事業実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 現状値、達成目標、評価手法

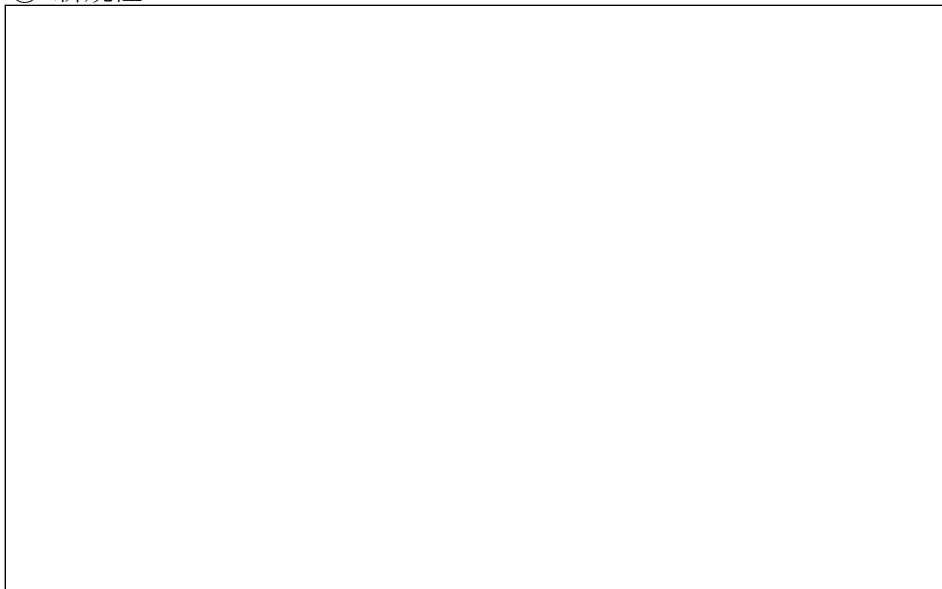
(注1) 現状値、目標値を定量的に記載。

(注2) 達成度合いの事後的な評価方法を記載。

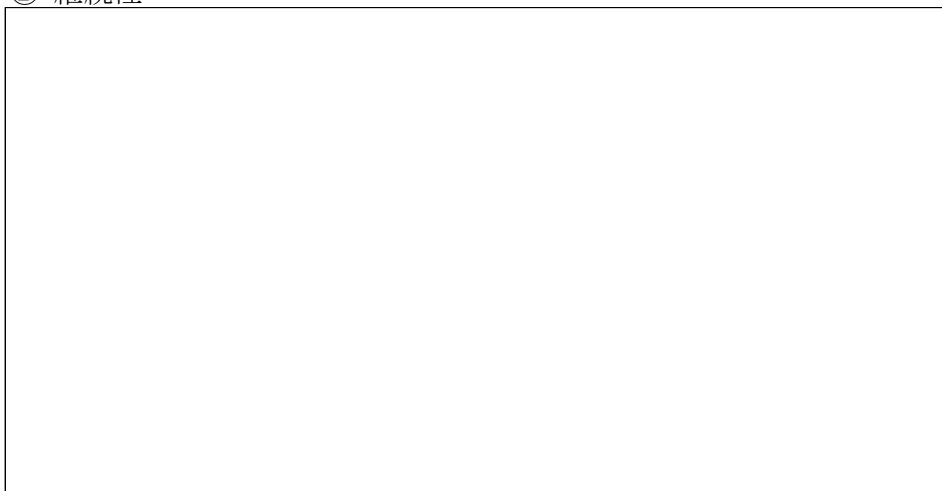
(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

(3) 効果

① 新規性



② 継続性



(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

3 経費内訳

(1) 当年度収支予算

① 収入 (単位: 千円)

区分	事業費 (A + B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

② 支出 (単位: 千円)

経 費	事業費 (A + B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)	積算根拠
プラン策定				
合 計				

- (注) 1 消費税等を含む、事業に係る一切の経費を記載すること。
 2 実際に収入及び支出が見込まれるものを記載すること。
 3 外部委託に係る経費は、備考欄に当該経費を記載すること。

4 事業の実施体制、手法等

(1) 事業の実施場所（複数の者で実施する場合、すべて記載）

名称：
郵便番号、住所：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(2) 主任担当者（実質的な担当者名を記載）

氏名：
住所、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(3) 事業の連携先（連携先がある場合に記載）

連携先：
連携内容：
連携先担当者所属、役職：

(4) 事業の協力者（協力者がある場合に記載）

協力先：
協力内容：
協力先担当者所属、役職：

(5) 経理責任者（補助金の経理事務を行う者を記載）

氏名：
所属、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(6) 外部委託先（外部への業務委託がある場合に記載）

委託内容：
委託を行う理由：
当該委託先の選定理由：
委託金額：

(7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額：
事業概要：
事業名、補助金額：
事業概要：

(8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名：
補助金額：
事業概要：

(9) 過去における補助事業・委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要：

(10) 事業資金の調達方針（金融機関からの借り入れや自己資金などの別について記載）

(11) 経理処理体制（処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

別紙様式第2号（公募要領9（1）ア（イ））

平成22年度水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書 [推進事業（産地販売力育成事業）分]

年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体		印	所在地	
役職、代表者名			役職、担当者名	
電話番号、FAX番号			メールアドレス	

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領9の規定に基づき、推進事業（産地販売力育成事業）の課題提案書を提出する。なお、添付書類は以下のとおり。

（添付書類）

- ・組織概要
- ・定款など
- ・登記簿
- ・業務報告書（直近）及び事業計画書（直近）

平成22年度水産物産地販売力強化事業の概要

「表題」 商号又は名称

事業費

千円(助成予定額

千円)

-
-
-
-
-

1. 事業の内容

(1) 産地販売力戦略策定・実践事業

① 協議会設置

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 販売戦略策定

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 販売請負人派遣

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(2) 産地販売マインド養成事業

① 小売店等実践販売

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 漁協職員等研修

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(3) 高付加価値化促進事業

① 新商品開発

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 鮮度管理実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 新物流手段実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

④ 新凍結・保管手段実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑤ 新輸送資材開発

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑥ 知的財産管理

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(4) 新マーケット創出事業

① 新マーケット調査

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 集出荷等指導

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 販売戦略

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(5) 情報受発信推進事業

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

2 手法、期待される効果

(1) 事業実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 現状値、達成目標、評価手法


(注1) 現状値、目標値を定量的に記載。

(注2) 達成度合いの事後的な評価方法を記載。

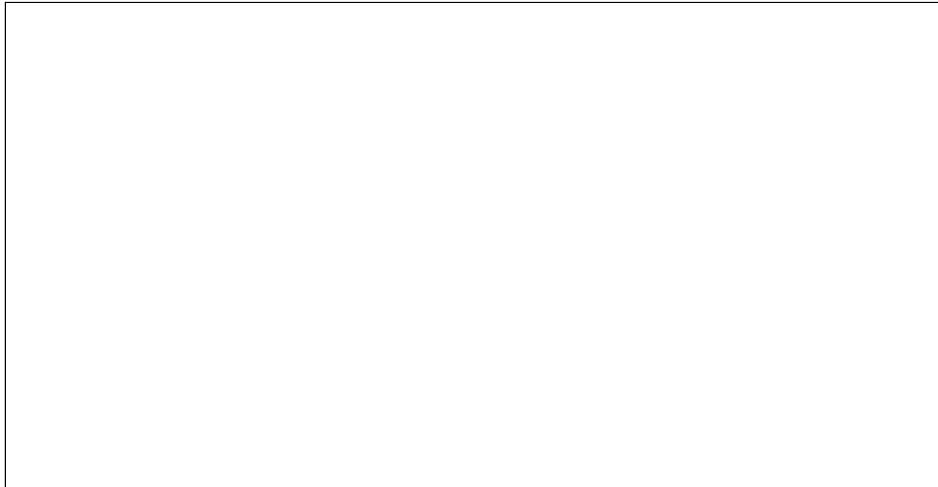
(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

(3) 効果

① 新規性



② 継続性



(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

3 経費内訳

(1) 当年度収支予算

① 収入 (単位：千円)

区分	事業費 (A+B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

② 支出 (単位：千円)

経費	事業費 (A+B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)	積算根拠
1 産地販売力戦略策定・実践事業				
(1) 協議会設置				
(2) 戦略策定				
(3) 販売請負人派遣				
2 産地販売マインド養成事業				
(1) 小売店等実践販売				
(2) 漁協職員等研修				
3 高付加価値化促進事業				
(1) 新商品開発				
(2) 鮮度管理実証				

(3) 新物流手段実証				
(4) 新凍結・保管手段実証				
(5) 新輸送資材開発				
(6) 知的財産管理				
4 新マーケット創出事業				
(1) 新マーケット調査				
(2) 集出荷等指導				
(3) 販売戦略				
5 情報受発信推進事業				
合 計				

- (注) 1 消費税等を含む、事業に係る一切の経費を記載すること。
2 実際に収入及び支出が見込まれるものを記載すること。
3 外部委託に係る経費は、備考欄に当該経費を記載すること。

(2) 当年度から5カ年間の収支計画 (単位: 千円)

年 度	収入 (A)		支出 (B)	収益 (A - B)
		うち国庫補助金		
当年度				0
2年度		—		0
3年度		—		0
4年度		—		0
5年度		—		0

4 事業の実施体制、手法等

(1) 事業の実施場所（複数の者で実施する場合、すべて記載）

名称：
郵便番号、住所：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(2) 主任担当者（実質的な担当者名を記載）

氏名：
住所、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(3) 事業の連携先（連携先がある場合に記載）

連携先：
連携内容：
連携先担当者所属、役職：

(4) 事業の協力者（協力者がある場合に記載）

協力先：
協力内容：
協力先担当者所属、役職：

(5) 経理責任者（補助金の経理事務を行う者を記載）

氏名：
所属、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(6) 外部委託先（外部への業務委託がある場合に記載）

委託内容：
委託を行う理由：
当該委託先の選定理由：
委託金額：

(7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額：

事業概要：

事業名、補助金額：

事業概要：

(8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名：

補助金額：

事業概要：

(9) 過去における補助事業・委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要：

(10) 事業資金の調達方針（金融機関からの借入れや自己資金などの別について記載）

(11) 経理処理体制（処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

別紙様式第3号（公募要領9（1）ア（ウ））

平成22年度水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書〔推進事業（流通加工業・産地連携促進事業）分〕

年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体		印	所在地	
役職、代表者名			役職、担当者名	
電話番号、FAX番号			メールアドレス	

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領9の規定に基づき、推進事業（流通加工業・産地連携促進事業）の課題提案書を提出する。なお、添付書類は以下のとおり。

（添付書類）

- ・組織概要
- ・定款など
- ・登記簿
- ・業務報告書（直近）及び事業計画書（直近）

平成22年度水産物産地販売力強化事業の概要

「表題」 商号又は名称

事業費

千円(助成予定額

千円)

-
-
-
-
-

1. 事業の内容

(1) 高付加価値化促進事業

① 新商品開発

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 鮮度管理実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 新物流手段実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

④ 新凍結・保管手段実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑤ 新輸送資材開発

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑥ 知的財産管理

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(2) 新マーケット創出事業

① 新マーケット調査

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 集出荷等指導

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 販売戦略

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(3) 情報受発信推進事業

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

2 手法、期待される効果

(1) 事業実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 現状値、達成目標、評価手法

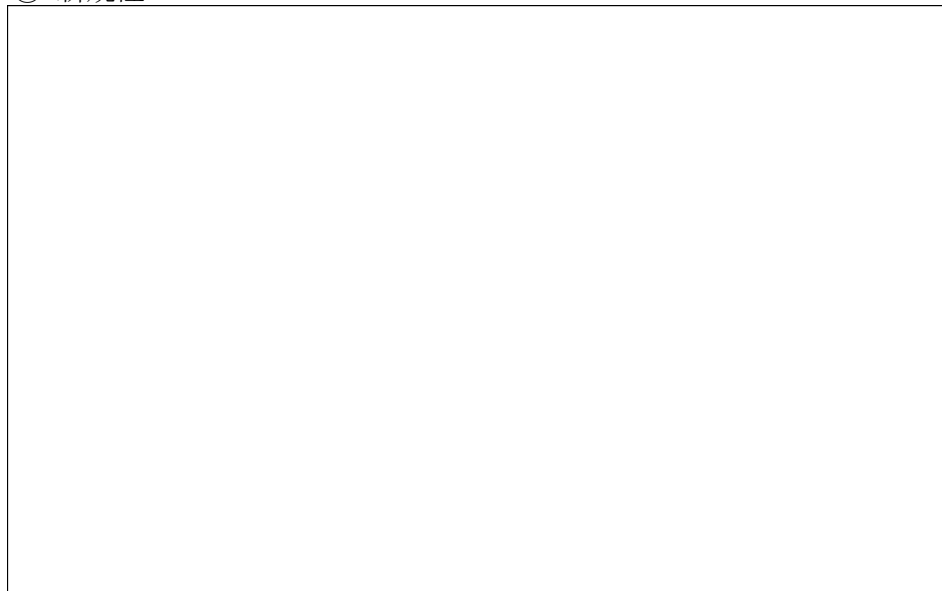
(注1) 現状値、目標値を定量的に記載。

(注2) 達成度合いの事後的な評価方法を記載。

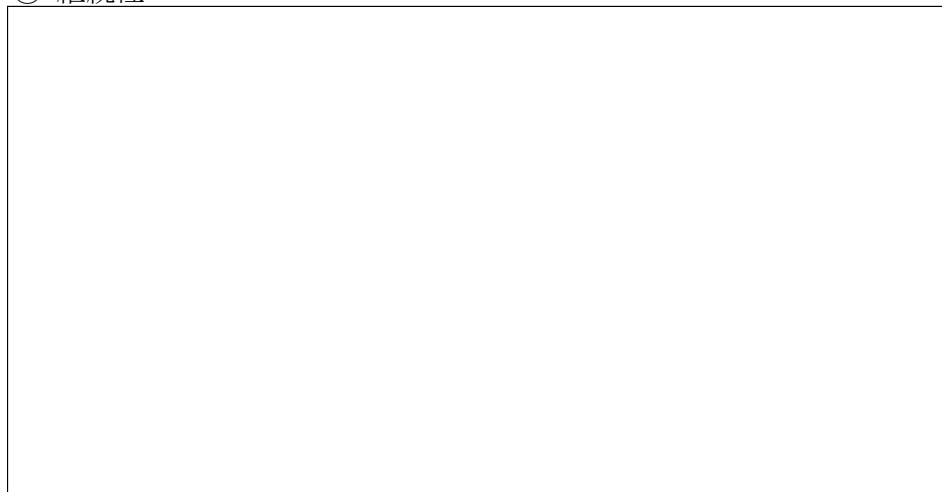
(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

(3) 効果

① 新規性



② 継続性



(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

3 経費内訳

(1) 当年度収支予算

① 収入 (単位：千円)

区分	事業費 (A+B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

② 支出 (単位：千円)

経費	事業費 (A+B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)	積算根拠
1 高付加価値化促進事業				
(1) 新商品開発				
(2) 鮮度管理実証				
(3) 新物流手段実証				
(4) 新凍結・保管手段実証				
(5) 新輸送資材開発				
(6) 知的財産管理				
2 新マーケット創出事業				
(1) 新マーケット調査				
(2) 集出荷等指導				

(3) 販売戦略				
3 情報受発信推進事業				
合 計				

- (注) 1 消費税等を含む、事業に係る一切の経費を記載すること。
2 実際に収入及び支出が見込まれるものを記載すること。
3 外部委託に係る経費は、備考欄に当該経費を記載すること。

(2) 当年度から5カ年間の収支計画 (単位: 千円)

年 度	収入 (A)		支出 (B)	収益 (A - B)
		うち国庫補助金		
当年度				0
2年度		—		0
3年度		—		0
4年度		—		0
5年度		—		0

4 事業の実施体制、手法等

(1) 事業の実施場所（複数の者で実施する場合、すべて記載）

名称：
郵便番号、住所：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(2) 主任担当者（実質的な担当者名を記載）

氏名：
住所、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(3) 事業の連携先（連携先がある場合に記載）

連携先：
連携内容：
連携先担当者所属、役職：

(4) 事業の協力者（協力者がある場合に記載）

協力先：
協力内容：
協力先担当者所属、役職：

(5) 経理責任者（補助金の経理事務を行う者を記載）

氏名：
所属、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(6) 外部委託先（外部への業務委託がある場合に記載）

委託内容：
委託を行う理由：
当該委託先の選定理由：
委託金額：

(7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額：

事業概要：

事業名、補助金額：

事業概要：

(8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名：

補助金額：

事業概要：

(9) 過去における補助事業・委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要：

(10) 事業資金の調達方針（金融機関からの借入れや自己資金などの別について記載）

(11) 経理処理体制（処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

別紙様式第4号（公募要領9（1）ア（エ））

平成22年度水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書 [推進事業（産地市場改革事業）分]

年 月 日

水産庁長官 殿

事業主体		印	所在地	
役職、代表者名			役職、担当者名	
電話番号、FAX番号			メールアドレス	

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領9の規定に基づき、推進事業（産地市場改革事業）の課題提案書を提出する。なお、添付書類は以下のとおり。

（添付書類）

- ・組織概要
- ・定款など
- ・登記簿
- ・業務報告書（直近）及び事業計画書（直近）

平成22年度水産物産地販売力強化事業の概要

「表題」 商号又は名称

事業費

千円(助成予定額

千円)

-
-
-
-
-

1. 事業の内容

(1) 産地市場改革構想策定等事業

① 構想策定

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 流通実態調査

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 集出荷等指導

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

(2) 産地市場改革実証事業

① 流通戦略策定

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

② 鮮度管理実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

③ 新物流手段実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

④ 新凍結・保管手段実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑤ 新輸送資材開発

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑥ クレーム対応

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

⑦ 電子取引プログラム化実証

[取組内容]	[現状・課題]
--------	---------

2 手法、期待される効果

(1) 事業実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

(2) 現状値、達成目標、評価手法

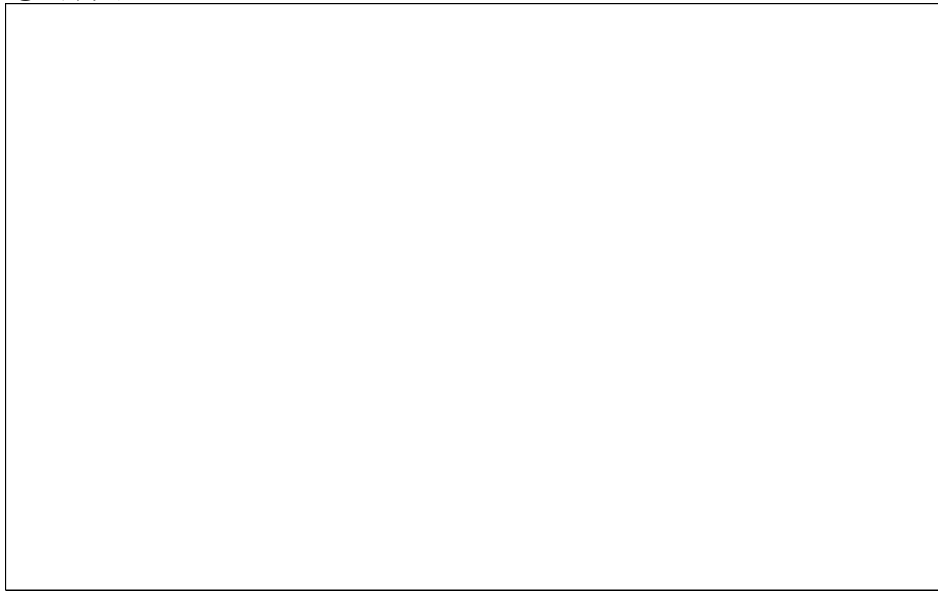
(注1) 現状値、目標値を定量的に記載。

(注2) 達成度合いの事後的な評価方法を記載。

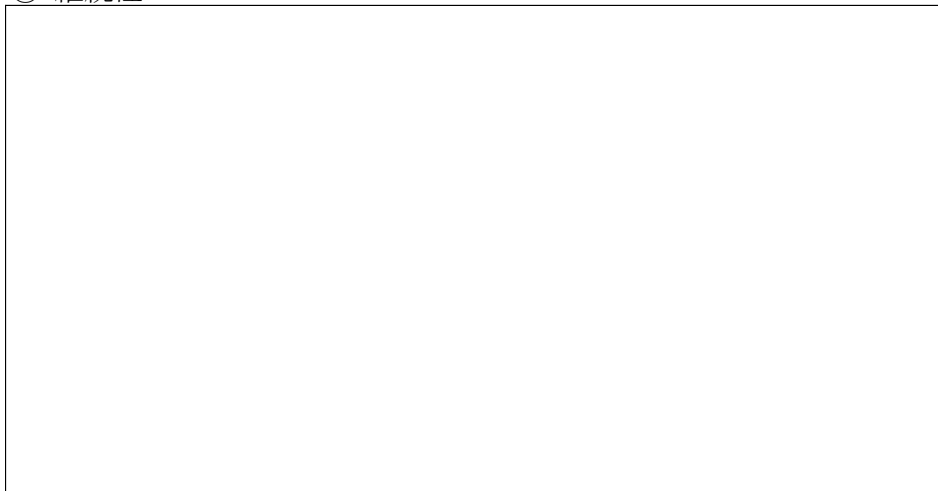
(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

(3) 効果

① 新規性



② 継続性



(図、表、グラフ等を必要に応じて添付)

3 経費内訳

(1) 当年度収支予算

① 収入 (単位：千円)

区分	事業費 (A+B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)
当年度			

② 支出 (単位：千円)

経 費	事業費 (A+B)	国庫負担金 (A)	自己負担金 (B)	積算根拠
1 産地市場改革構想策定等事業				
(1) 構想策定				
(2) 流通実態調査				
(3) 集出荷等指導				
2 産地市場改革実証事業				
(1) 流通戦略策定				
(2) 鮮度管理実証				
(3) 新物流手段実証				
(4) 新凍結・保管手段実証				
(5) 新輸送資材開発				

(6) クレーム対応				
(7) 電子取引プログラム化実証				
合 計				

- (注) 1 消費税等を含む、事業に係る一切の経費を記載すること。
2 実際に収入及び支出が見込まれるものを記載すること。
3 外部委託に係る経費は、備考欄に当該経費を記載すること。

(2) 当年度から5カ年間の収支計画（単位：千円）

年 度	収入 (A)		支出 (B)	収益 (A - B)
		うち国庫補助金		
当年度				0
2年度		—		0
3年度		—		0
4年度		—		0
5年度		—		0

4 事業の実施体制、手法等

(1) 事業の実施場所（複数の者で実施する場合、すべて記載）

名称：
郵便番号、住所：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(2) 主任担当者（実質的な担当者名を記載）

氏名：
住所、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(3) 事業の連携先（連携先がある場合に記載）

連携先：
連携内容：
連携先担当者所属、役職：

(4) 事業の協力者（協力者がある場合に記載）

協力先：
協力内容：
協力先担当者所属、役職：

(5) 経理責任者（補助金の経理事務を行う者を記載）

氏名：
所属、役職：
電話番号、FAX番号：
メールアドレス：

(6) 外部委託先（外部への業務委託がある場合に記載）

委託内容：
委託を行う理由：
当該委託先の選定理由：
委託金額：

(7) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名、補助金額：

事業概要：

事業名、補助金額：

事業概要：

(8) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度、事業名：

補助金額：

事業概要：

(9) 過去における補助事業・委託事業以外の取組状況

実施年度、取組概要：

(10) 事業資金の調達方針（金融機関からの借入れや自己資金などの別について記載）

(11) 経理処理体制（処理の流れ、資金の管理方法等について記載）

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書の提出 について

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領（以下「公募要領」という。）9の規定に基づき、支援事業（推進事業調査分析・評価等事業）の課題提案書等を提出する。なお、提出書類は以下のとおり。

（提出書類）

- ① 支援事業（推進事業調査分析・評価等事業）課題提案書
（※）必要に応じて関係資料を添付しても可
- ② 提案者の概要
 - ・組織概要
 - ・定款など
 - ・登記簿
 - ・業務報告書（直近）及び事業計画書（直近）

（担当者）

所属部署：

氏 名：

電話/FAX： /

e-mail：

水産物産地販売力強化事業（支援事業（推進事業調査分析・評価等事業）分） 課題提案書

I 事業の実施体制等

1. 実施場所(名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号)
2. 実施体制
 - (1) 主任担当者(氏名、所属、役職名、連絡先：TEL・FAX・メールアドレス)
(※) 役職にこだわらず、実質的に中心になって事業を行う担当者1名を記入する。
 - (2) 担当者(氏名、所属、役職名)
(※) 事業に関連性の深い順序で、氏名、所属、役職名を記入する。
 - (3) 連携先の担当者(氏名、所属、役職名及び担当事項)
(※) 事業の一部委託等を行う計画がある場合は全て記入する。
3. 経理責任者(氏名、所属、役職名、連絡先：TEL等)
4. 補助事業及び委託事業の実施実績（過去3年間）
 - (1) 交付（委託）機関及び担当課
 - (2) 事業名
 - (3) 補助（受託）金額
 - (4) 事業概要
 - (5) 事業の成果及び報告・公表等の状況
5. 他の平成22年度補助金及び委託費への申請状況
(※) 該当する場合には、所管機関、事業名、申請中の事業内容等について記載すること。
6. その他

II 事業の内容・実施手法等

1. 現状認識、取組を行う理由及びこれまでの取組

(※) 一般論、抽象論ではなく、具体的に記載すること。

(1) 水産物流通の現状認識及び本事業により取組を行う理由

(2) これまでの取組

(自ら又は補助事業等による取組を問わない。)

2. 事業目的及び概要

3. 事業内容及び実施手法の特徴・新規性

4. 事業連携先・協力先の概要

(※) 事業実施に当たり、他の団体等との連携等を想定している場合、当該連携先等の具体名、役割、選定した理由等を記載すること。

5. 既存の成果の活用

(※) 事業実施に当たり、活用を予定している特許や既存の成果の概要を記載すること。

6. 実施手法

(1) 平成22年度事業実施期間

平成22年 月 日～平成 年 月 日

(2) 平成22年度事業実施項目

(※) 事業実施項目及び実施スケジュールについて、月単位に記載すること。

(3) 平成22年度における事業実施項目の実施内容

(※) 具体的に記載すること。

(4) 事業のフロー図 (別添可)

(※) 事業の実施体制、取組の流れ、事業連携先との役割分担等について分かり易く記載すること。

(5) 事業資金の調達方法

(※) 金融機関からの借入れや貴団体の剰余金等の別について記載すること。

(6) 経理処理の体制

(※) 経理処理の流れや資金の管理方法等について記載すること。

(7) 外部委託の有無

(※) 事業の一部を外部に委託する場合には、委託する事業内容、委託を行う理由、委託先の選定理由及び委託予定金額について記載すること。

(8) 経費内訳書 (別添可)

①収支予算

ア 収入の部

(単位：千円)

区 分	事業費 (a + b)	国庫補助金 (a)	自己負担金 (b)	備 考
平成22年度				
合 計				

イ 支出の部

(単位：千円)

項 目	事業費 (a + b)	国庫補助金 (a)	自己負担金 (b)	備 考 (※積算内訳を記入すること)
推進事業調査分析・評価等 事業				
合 計				

(※1) 補助事業を実施するために必要な経費等のすべての額 (消費税等の一切の経費を含む。) を記載すること。

(※2) 自己資金は補助金とは別に事業実施のために申請者が独自に支出する経費を記入すること。

(※3) 事業の一部を外部に委託する場合には、備考欄に予定金額を記入すること。

Ⅲ 事業の成果

1. 達成目標、達成度合いの事後的な評価方法及び現状値

(1) 達成目標

(※) 達成目標 (事業成果等) について、時期的・定量(数値)的に記載すること。

(2) 達成度合いの事後的な評価方法

(3) 現状値

2. 事業目標の早期達成の可能性

3. 取組の波及効果

(※) 事業への取組及び成果の普及による生産面、水産物流通面、販売・消費面等への波及効果について、記載すること。

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書の提出 について

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領(以下「公募要領」という。)9の規定に基づき、支援事業(販売請負人あっせん事業)の課題提案書等を提出する。なお、提出書類は以下のとおり。

(提出書類)

- ① 支援事業(販売請負人あっせん事業)課題提案書
(※) 必要に応じて関係資料を添付しても可
- ② 提案者の概要
 - ・組織概要
 - ・定款など
 - ・登記簿
 - ・業務報告書(直近)及び事業計画書(直近)

(担当者)

所属部署:

氏 名:

電話/FAX: /

e-mail :

水産物産地販売力強化事業（支援事業（販売請負人あっせん事業）分） 課題提案書

I 事業の実施体制等

1. 実施場所(名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号)
2. 実施体制
 - (1) 主任担当者(氏名、所属、役職名、連絡先：TEL・FAX・メールアドレス)
(※) 役職にこだわらず、実質的に中心になって事業を行う担当者1名を記入する。
 - (2) 担当者(氏名、所属、役職名)
(※) 事業に関連性の深い順序で、氏名、所属、役職名を記入する。
 - (3) 連携先の担当者(氏名、所属、役職名及び担当事項)
(※) 事業の一部委託等を行う計画がある場合は全て記入する。
3. 経理責任者(氏名、所属、役職名、連絡先：TEL等)
4. 補助事業及び委託事業の実施実績（過去3年間）
 - (1) 交付（委託）機関及び担当課
 - (2) 事業名
 - (3) 補助（受託）金額
 - (4) 事業概要
 - (5) 事業の成果及び報告・公表等の状況
5. 他の平成22年度補助金及び委託費への申請状況
(※) 該当する場合には、所管機関、事業名、申請中の事業内容等について記載すること。
6. その他

II 事業の内容・実施手法等

1. 現状認識、取組を行う理由及びこれまでの取組

(※) 一般論、抽象論ではなく、具体的に記載すること。

(1) 水産物流通の現状認識及び本事業により取組を行う理由

(2) これまでの取組

(自ら又は補助事業等による取組を問わない。)

2. 事業目的及び概要

3. 事業内容及び実施手法の特徴・新規性

4. 事業連携先・協力先の概要

(※) 事業実施に当たり、他の団体等との連携等を想定している場合、当該連携先等の具体名、役割、選定した理由等を記載すること。

5. 既存の成果の活用

(※) 事業実施に当たり、活用を予定している特許や既存の成果の概要を記載すること。

6. 実施手法

(1) 平成22年度事業実施期間

平成22年 月 日～平成 年 月 日

(2) 平成22年度事業実施項目

(※) 事業実施項目及び実施スケジュールについて、月単位に記載すること。

(3) 平成22年度における事業実施項目の実施内容

(※) 具体的に記載すること。

(4) 事業のフロー図 (別添可)

(※) 事業の実施体制、取組の流れ、事業連携先との役割分担等について分かり易く記載すること。

(5) 事業資金の調達方法

(※) 金融機関からの借入れや貴団体の剰余金等の別について記載すること。

(6) 経理処理の体制

(※) 経理処理の流れや資金の管理方法等について記載すること。

(7) 外部委託の有無

(※) 事業の一部を外部に委託する場合には、委託する事業内容、委託を行う理由、委託先の選定理由及び委託予定金額について記載すること。

(8) 経費内訳書 (別添可)

①収支予算

ア 収入の部

(単位：千円)

区 分	事業費 (a + b)	国庫補助金 (a)	自己負担金 (b)	備 考
平成22年度				
合 計				

イ 支出の部

(単位：千円)

項 目	事業費 (a + b)	国庫補助金 (a)	自己負担金 (b)	備 考 (※積算内訳を記入すること)
販売請負人あっせん事業				
合 計				

(※1) 補助事業を実施するために必要な経費等のすべての額 (消費税等の一切の経費を含む。) を記載すること。

(※2) 自己資金は補助金とは別に事業実施のために申請者が独自に支出する経費を記入すること。

(※3) 事業の一部を外部に委託する場合には、備考欄に予定金額を記入すること。

III 事業の成果

1. 達成目標、達成度合いの事後的な評価方法及び現状値

(1) 達成目標

(※) 達成目標 (事業成果等) について、時期的・定量(数値)的に記載すること。

(2) 達成度合いの事後的な評価方法

(3) 現状値

2. 事業目標の早期達成の可能性

3. 取組の波及効果

(※) 事業への取組及び成果の普及による生産面、水産物流通面、販売・消費面等への波及効果について、記載すること。

平成 年 月 日

水産庁長官 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

印

水産物産地販売力強化事業に係る課題提案書の提出 について

このことについて、水産物産地販売力強化事業に係る公募要領(以下「公募要領」という。)9の規定に基づき、支援事業(国産水産物普及活動事業)の課題提案書等を提出する。なお、提出書類は以下のとおり。

(提出書類)

- ① 支援事業(国産水産物普及活動事業)課題提案書
(※) 必要に応じて関係資料を添付しても可
- ② 提案者の概要
 - ・組織概要
 - ・定款など
 - ・登記簿
 - ・業務報告書(直近)及び事業計画書(直近)

(担当者)

所属部署:

氏 名:

電話/FAX: /

e-mail :

水産物産地販売力強化事業（支援事業（国産水産物普及活動事業）分） 課題提案書

I 事業の実施体制等

1. 実施場所(名称、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号)
2. 実施体制
 - (1) 主任担当者(氏名、所属、役職名、連絡先：TEL・FAX・メールアドレス)
(※) 役職にこだわらず、実質的に中心になって事業を行う担当者1名を記入する。
 - (2) 担当者(氏名、所属、役職名)
(※) 事業に関連性の深い順序で、氏名、所属、役職名を記入する。
 - (3) 連携先の担当者(氏名、所属、役職名及び担当事項)
(※) 事業の一部委託等を行う計画がある場合は全て記入する。
3. 経理責任者(氏名、所属、役職名、連絡先：TEL等)
4. 補助事業及び委託事業の実施実績（過去3年間）
 - (1) 交付（委託）機関及び担当課
 - (2) 事業名
 - (3) 補助（受託）金額
 - (4) 事業概要
 - (5) 事業の成果及び報告・公表等の状況
5. 他の平成22年度補助金及び委託費への申請状況
(※) 該当する場合には、所管機関、事業名、申請中の事業内容等について記載すること。
6. その他

II 事業の内容・実施手法等

1. 現状認識、取組を行う理由及びこれまでの取組

(※) 一般論、抽象論ではなく、具体的に記載すること。

(1) 水産物流通の現状認識及び本事業により取組を行う理由

(2) これまでの取組

(自ら又は補助事業等による取組を問わない。)

2. 事業目的及び概要

3. 事業内容及び実施手法の特徴・新規性

4. 事業連携先・協力先の概要

(※) 事業実施に当たり、他の団体等との連携等を想定している場合、当該連携先等の具体名、役割、選定した理由等を記載すること。

5. 既存の成果の活用

(※) 事業実施に当たり、活用を予定している特許や既存の成果の概要を記載すること。

6. 実施手法

(1) 平成22年度事業実施期間

平成22年 月 日～平成 年 月 日

(2) 平成22年度事業実施項目

(※) 事業実施項目及び実施スケジュールについて、月単位に記載すること。

(3) 平成22年度における事業実施項目の実施内容

(※) 具体的に記載すること。

(4) 事業のフロー図 (別添可)

(※) 事業の実施体制、取組の流れ、事業連携先との役割分担等について分かり易く記載すること。

(5) 事業資金の調達方法

(※) 金融機関からの借入れや貴団体の剰余金等の別について記載すること。

(6) 経理処理の体制

(※) 経理処理の流れや資金の管理方法等について記載すること。

(7) 外部委託の有無

(※) 事業の一部を外部に委託する場合には、委託する事業内容、委託を行う理由、委託先の選定理由及び委託予定金額について記載すること。

(8) 経費内訳書 (別添可)

①収支予算

ア 収入の部

(単位：千円)

区 分	事業費 (a + b)	国庫補助金 (a)	自己負担金 (b)	備 考
平成22年度				
合 計				

イ 支出の部

(単位：千円)

項 目	事業費 (a + b)	国庫補助金 (a)	自己負担金 (b)	備 考 (※積算内訳を記入すること)
国産水産物普及活動事業				
合 計				

(※1) 補助事業を実施するために必要な経費等のすべての額 (消費税等の一切の経費を含む。) を記載すること。

(※2) 自己資金は補助金とは別に事業実施のために申請者が独自に支出する経費を記入すること。

(※3) 事業の一部を外部に委託する場合には、備考欄に予定金額を記入すること。

III 事業の成果

1. 達成目標、達成度合いの事後的な評価方法及び現状値

(1) 達成目標

(※) 達成目標 (事業成果等) について、時期的・定量(数値)的に記載すること。

(2) 達成度合いの事後的な評価方法

(3) 現状値

2. 事業目標の早期達成の可能性

3. 取組の波及効果

(※) 事業への取組及び成果の普及による生産面、水産物流通面、販売・消費面等への波及効果について、記載すること。